

2026 年度予算のお知らせ

去る 2026 年 2 月 10 日に開催された住友ファーマ健康保険組合 組合会において、2026 年度予算が決定しましたのでお知らせいたします。

2025 年度の決算見込み

予算は収入支出とも 26 億 13 百万円でしたが、収入見込みは 29 億 16 百万円、支出見込みは 20 億 55 百万円となり、収支差は 8 億 61 百万円の黒字となる見通しです。これは、別途積立金の繰入、健康保険料収入と 2024 年度からの繰越金が増えたことなどによるものです。

一方でインフルエンザなど感染症の流行の影響は少なく医療費が抑制されたことも大きな要因です。

2026 年度予算概要

収入と支出ともに 26 億 17 百万円を計画しています。

2025 年度の収支状況を踏まえ、収入は別途積立金の繰入をせず、2025 年度の収支黒字分を繰越金として計上いたしました。

支出は感染症流行への備えや、国から義務付けられた納付金の減少、保健事業費の維持などを見込みました。

<収入>

【65%】 健康保険料 16 億 96 百万円	【33%】 前年度繰越金 8 億 61 百万円	他
----------------------------	----------------------------	---

<支出>

【54%】 保険給付費 14 億 9 百万円	【27%】 拠出金 7 億 8 百万円	他
---------------------------	------------------------	---

【9%】保健事業費 2 億 44 百万円

<用語説明>

収入

- 健康保険料 : 従業員の皆さんや事業主からの保険料です。保険料率は 8.3% です。
- 前年度繰越金 : 前年度収支が黒字の場合、その黒字分の当年度繰越金です。
- 別途積立金 : 感染症拡大や高額療養費など医療費急増、急激な保険料収入減少など不測の事態に対応し、保険料の急な引上げを回避するためなどに備えた積立金です。

支出

- 保険給付費 : 病気、ケガ、出産、死亡された際に支払われる医療費や手当金です。
例えば、病院受診時の 3 割は自己負担ですが 7 割は健保組合負担となります。
- 拠出金 : 日本の高齢者医療制度の財源を支えるために国へ拠出（納付）する費用です。
- 保健事業費 : 健診（ドック、婦人科、歯科など）、保健指導、予防接種、健康づくりなど健康維持増進のための費用です。

2026 年度の保健事業

皆さんの健康維持増進をバックアップする保健事業は、2025 年度予算と同じ 2 億 44 百万円を計上しています。

2026 年度の新たな取組みは、①人間ドック・一般健診の申込み期限を 9 月末から 12 月末へ延長 ②人間ドック予約に Web を追加 ③人間ドックの自己負担額の据え置き（2023 年度から段階的な増額を一旦停止し 5 千円、脳ドック 4 千円を維持）④禁煙補助金を 1 万円から 2 万円へ拡大といった 4 点となり、他の取組みは従来から変更なく継続いたします。

保健事業の内容は、健康保険組合HP の健康づくりサイトをご覧ください、皆さんの健康維持増進にお役立ていただき、更には医療機関への適正な受診とともに医療費削減へご協力をお願いいたします。

介護保険

2025 年度は介護保険料収入 2 億 79 百万円、国への納付金 2 億 10 百万円を見込んでおり、収支差 69 百万円は介護準備金へ積立いたします。

2026 年度は介護保険料収入 2 億 70 百万円、国への納付金 1 億 27 百万円となり、収支差 1 億 43 百万円となりますが、2025 年度から続く収支差黒字は 2024 年度事業構造改革の影響による一時的なものと考えられます。

一方で、介護保険料率は 2025 年度 2.0% から 1.8% へ見直しておりますが、今後も国への納付金と被保険者の動向を慎重に見極め、介護保険料率見直しを必要に応じて検討してまいります。

子ども・子育て支援金（2026 年度創設）

別添「子ども・子育て支援金制度」の通り、4 月分保険料より子ども・子育て支援金を納付することが法令事項として決定され、各健保組合は国から示された全国一律の支援金率 0.23% を被保険者と事業主で折半して納付することになります。

例えば、標準報酬が 1 ヶ月 30 万円の方は月 345 円の負担（労使ともに）となります。

2026 年度の保険料率

健康保険料率 8.3%（従業員 3.2%、事業主 5.1%）、介護保険料率 1.8%（従業員 0.9%、事業主 0.9%）は 2025 年度から変更ありません。

子ども子育て支援金率は 0.23%（従業員 0.115%、事業主 0.115%）となります。

なお、賞与に対する保険料率も同じです。



令和8年度より開始します

「子ども・子育て支援金制度」

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料（5月納付分）より

一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料

+

介護保険料
(※40歳以上)

+

子ども・子育て
支援金

追加



POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充を行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※()は支援金率

R 8年度... 約6,000億円 (0.23%)

R 9年度... 約8,000億円

R 10年度... 約1兆円 (約0.4%)

R 11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

最大値

一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合〈令和8年度〉

会社と折半(原則)

30万円 × 0.23% = 690円/月



事業主負担
345円



被保険者負担
345円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。